

千葉市立幕張海浜病院情報モニター設置・運用事業 仕様書

1 趣旨

千葉市立幕張海浜病院（以下「新病院」という。）では、広報手段の確保及び新病院への財源を創出するため、病院の総合待合等に病院情報モニター等関連機器（以下「病院情報モニター等」という。）を設置し、病院からの案内情報及び民間広告を放映する事業を実施する。

2 事業概要

(1) 件名

千葉市立幕張海浜病院情報モニター設置・運用事業

(2) 実施場所

新病院（千葉市美浜区若葉3丁目1-27）

(3) 実施期間

新病院開院日（令和8年10月予定）から5年間

※実施期間終了後の更新については、別途、協議とする。

ただし、更新する場合の実施期間は、5年以内とする。

※契約期間中において契約の変更・解除の申し出を希望日の3か月前までに書面で通知した場合、双方協議の上契約を変更・解除することができる。

(4) 事業内容

ア 病院情報モニター等の設置、維持管理

事業者は、市が指定した箇所もしくは市と協議して承認を得た箇所に病院情報モニター等を設置し、清掃・メンテナンス等の維持管理を行い、実施期間終了後、病院情報モニター等を撤去し、現状回復することとする。

イ 映像制作、広告主募集等

事業者は、病院からの案内情報及び民間の動画広告に係る映像制作、放映、民間広告の広告主募集を行うとともに、当該業務に要する経費の一切を負担することとする。

ウ 広告料等の納入

事業者は、市へ1年度分の広告料（貸付料を含んだもの）を納めるものとし、広告料とあわせて、病院情報モニター等の運用に伴う電気料を納付することとする。

エ 新病院内の案内サインの表示内容の更新等

事業者は、市との協議により、市へ納める1年度分の広告料の範囲内の経費で実施可能な新病院内の案内サインの表示内容の更新等を行うこととする。

新病院内の案内サインの表示内容の更新等を行った場合、市へ納める1年度分の広告料は、これに要した経費を減じたものとする。

3 病院情報モニター等の仕様、設置場所

(1) 仕様

ア 種類 薄型カラーモニター

イ 画面サイズ

(ア) 病院情報・民間広告用モニター

- ・ 55インチ程度【横型】（総合待合）：2か所程度
- ・ 43インチ程度【横型】（待合（採血室前））：1か所程度

(イ) 病院情報専用モニター

- ・ 55インチ程度【縦型】（総合待合）：2か所

ウ 取付け

- ・ 原則、壁付け方式とし、病院利用者の妨げにならないほか、病院の維持管理及び災害時の避難誘導の支障とならないよう設置していただきます。取付け方法の詳細は、別途協議によることとする。
- ・ 病院の景観を損なわないデザイン、色使いのものとする。
- ・ 病院情報モニター等の落下又は破損等により、病院利用者に危険を生じない方法により設置すること。

エ その他

- ・ タイマーにより、電源の入切が自動でなされるものとする。なお、タイマーの設定及び調整は事業者が実施するものとする。
- ・ 音量調整が可能であるものとする。
- ・ 市が自由に電源の入切・音量調整できるものとする。
※「電源の入切・音量調整できる」とは、事業者がリモコン等を市に貸与し、市が状況に応じて自由に電源の入切又は音量「0」も含めた音量調整ができる。
- ・ その他の仕様については、市と協議の上で決定することとする。

(2) 設置場所

設置場所については、別紙の図面を参照してください。なお、設置場所の変更は、市と協議し承認を得たうえで病院利用者の妨げ等支障とならない場所への変更は可とする。

4 病院情報モニター等の設置工事等

- (1) 病院情報モニター等の事業に係る設備の設置・撤去にあたり、市と十分な打合せをした上で、市が指定した日時に行うものとする。
- (2) 病院情報モニター等に係る設備は、事業実施期間前までに設置することとする。
- (3) 病院情報モニター等の設置・撤去、修繕及び電気料など、設置運営に係る経費の一切は事業者の負担とする。
- (4) 契約期間の満了又は取り消し等により病院情報モニター等を撤去するときは、速やかに原状回復をすることとする。また、原状回復に係る経費の一切は事業者が負担するものとする。

5 病院情報モニター等の運用

(1) 病院情報モニター等の放映時間

病院情報モニター等の放映時間と同じ、下記時間帯に病院情報モニター等にて病院からの案内情報及び民間の動画広告を放映することとし、放映時間外についてはタイマーの設定等により病院情報モニター等の電源が切れるようにするものとする。また、年末年始（12月29日～1月3日）については放映しないものとする。

<平日のみ> 8:00～18:00（10時間）

(2) 放映内容の基本構成

ア 広告枠の連続からなる1サイクルの構成で、病院からの案内情報及び民間広告を放映することとする。

イ 広告枠の放映時間は、1枠15秒×36枠（1サイクル）＝540秒（9分）程度を基本とし、詳細は協議によることとする。

(3) 病院からの案内情報

ア 1サイクルの中でおよそ4分の1以上を病院からの案内情報枠として確保することとする。

イ 病院からの案内情報の更新期間は、市の求めに応じて最短2週間から最長6カ月程度の間で行うこととする。

ウ 病院からの案内情報は、病院が提供する原稿又はデータ等に応じて、静止画、スライド、動画、音あり・なしなどの案内情報を、原則、事業者が、病院からの原稿又はデータの提供から1か月程度の期間で制作することとする。

(4) 民間広告

ア 広告主の募集及び広告の制作は、事業者が行うこととする。

イ 広告の選定にあたり、千葉市内業者を優先する。

ウ 事業者は広告主及び広告の内容について、「千葉市広告掲載要綱」、「千葉市広告掲載基準」、「千葉市病院局広告掲載取扱要領」及び関係法令の規定を遵守するとともに、市の審査を受け承認を得なければならないこととする。なお、この場合において、事業者は以下の資料等を市の指定する日（原則2週間前）までに提出しなければならない。

- ・千葉市病院局広告掲載申込書（様式第1号）
- ・広告の原稿案（A4サイズの紙面に印刷したもの、又は電子データ）
- ・千葉市病院局広告掲載承諾書（様式第4号）
- ・広告主の一覧（様式任意）

エ 事業者は、資料等の提出前に、広告の内容について社内審査、第三者審査等を実施するものとする。

オ 事業者は広告主及び広告内容について、市の審査・承認を受けていない民間広告は放映又は掲示できないものとする。

カ 市が適正でないと認めるときは、放映又は放映中にかかわらず、いつでも事業者に対し、広告主の変更及び広告内容の修正を指示することができるものとし、事業者はその指示に従わなければならないものとする。

キ 審査の結果及び修正の指示等によって生じた経費の一切は事業者が負担するもの

とする。

(5) 放映の停止等

ア 市は、災害等緊急時において放映を停止することができるものとする。

イ 市は、病院の業務等に支障があると認めるときは、放映時間内であっても、音声出力又は放映の一時停止の指示を行なうことができるものとし、事業者はその指示に従わなくてはならないものとする。

ウ 音声出力又は放映の一時停止によって生じた経費の一切は、事業者が負担するものとする。

(6) 事業計画書の提出

ア 事業者は、本事業の実施に際し、病院情報モニター等の仕様および施工管理方法、放映する病院からの案内情報及び動画広告の構成等、病院情報モニター等の運用及び広告等の内容に関する事項、広告主との契約書のひな形又は定型約款等について、あらかじめ市と協議のうえその承認を受けた後、当該事項を記した事業計画書を提出していただく。

6 病院情報モニター等の維持管理

(1) 事業に係る維持管理の主体性

ア 病院情報モニター等の維持管理は、事業者の責任において行うものとする。

イ 事業者は、病院情報モニター等の設置、撤去、清掃・メンテナンス等及び放映する広告等の変更の作業等を行う場合は、事前に市と日程を調整すること。

(2) 事業に係る維持管理の費用負担

ア 事業者は、本事業に係る設備が毀損、汚損、紛失等した場合は、速やかに復旧等の適切な措置を行ってください。また、その経費は、事業者の負担とすること。

イ 事業者は、常に節電に取り組むものとし、市から電力供給不足による節電の要請があった場合については、放映時間の短縮等の節電対策に協力していただく。

なお、節電対策による広告料の返金はしない。

7 その他

(1) 市は、動画広告の放映期間中に事業者の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適當な事情が生じた場合には、放映又を中止することができるものとします。その場合、中止によって生じた経費の一切は事業者が負担するものとする。

(2) 千葉県広告掲載要綱第5条、千葉県広告掲載基準第4条、第5条及び第7条に規定する業種、業者及び内容は広告掲載することができない。

(3) 広告主の問題により、市が放映もしくは掲示を取止め等したときには、事業者と広告主の間の契約について市は何ら関与しないとともに、事業者が市に納める広告料の減額又は返還等は行わない。

(4) 事業者は、病院情報モニター等の放映に伴う広告等の制作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の

責任を負うものとする。

- (5) 事業実施期間中、病院内のレイアウト変更等に起因する工事等により、病院情報モニター等を移動する必要が生じた場合は、市が指定する場所に移動していただく。なお、病院情報モニター等の移動による経費は、事業者の負担とする。
- (6) その他事業の実施に際して疑義が生じた場合は、その都度、市と事業者が協議のうえ対応を決定することとする。
- (7) 本市が公用若しくは公共用に供するため契約を解除する場合、既納の広告料のうち、未経過期間分を日割り計算により返還する。

なお、事業者が契約条件に違反するなど事業者の責に帰すべき理由による契約解除や事業者の自己都合による契約解除の場合は、既納の広告料は返還しない。

8 広告料等

(1) 広告料

ア 広告料は、入札額に消費税相当分を加算した額（年額）とする。

なお、本市において、最低価格（公表はしません。）を設定する。最低価格未満の入札は失格とする。

イ 広告料は、年度毎に市が指定する期日までに、一括納付していただく。広告料の消費税相当分については、契約期間中に消費税率の改定があった場合は、改定後の消費税率（毎年度4月1日の消費税率）により算定した額とする。ただし、法令等に別の定めがある場合はこれに従うものとする。

(2) 電気料

ア 病院情報モニター等の設置・管理に伴う電気料は、広告料とあわせて、市が発行する納付書により支払うこととなる。

イ 電気料は、病院情報モニター等のカタログ等の最大消費電力を基に、新病院の電力量料金単価と放映時間、放映日数を乗じて、次のとおり市が算出するものとする。

電気料（円未満切捨て）＝{定格消費電力【台数分】×電力量料金単価（円/KWh）
× {（10時間（放映時間）×放映日数）

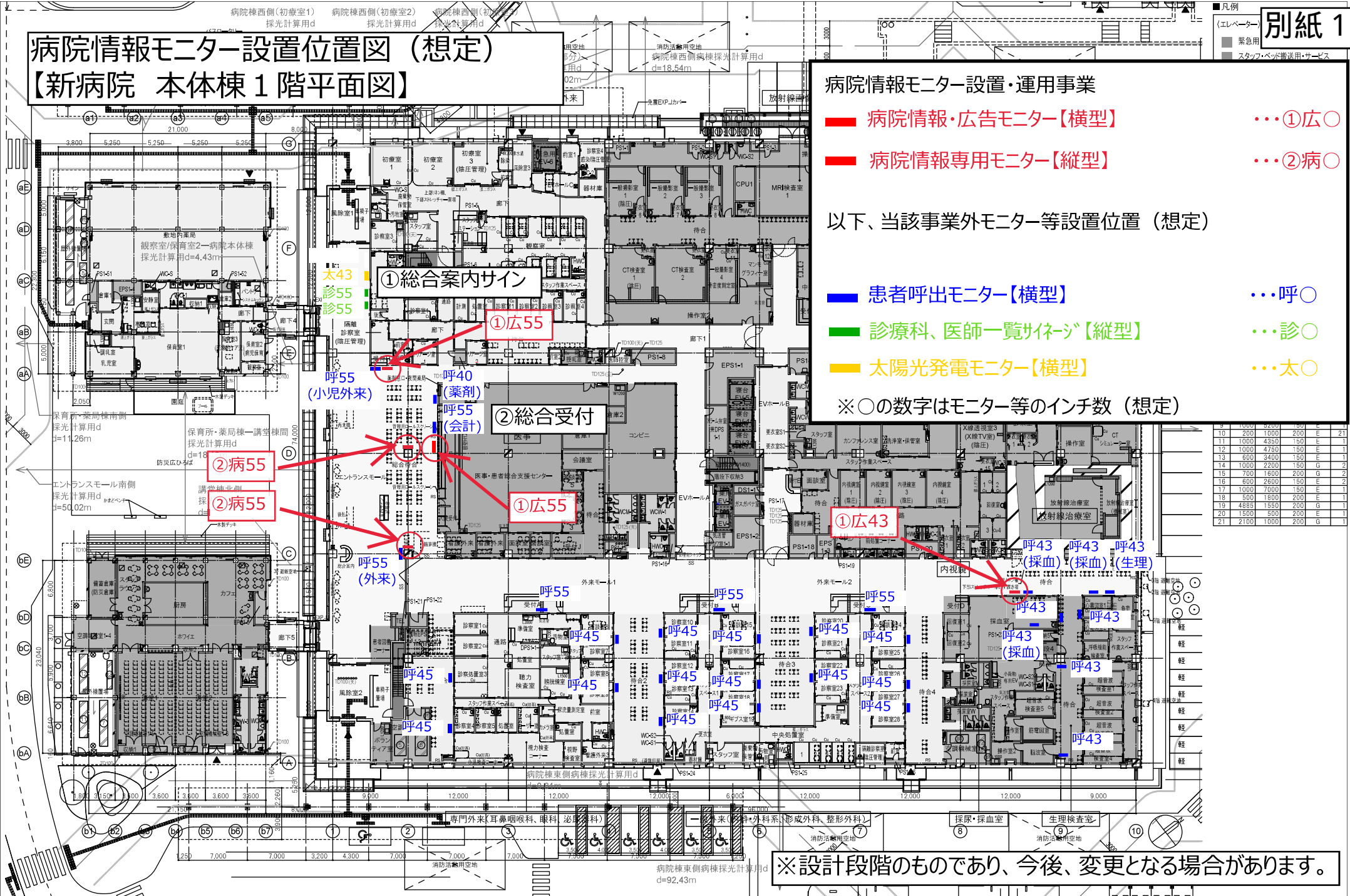
病院情報モニター設置位置図 (想定)

【新病院 本体棟 1階平面図】

病院情報モニター設置・運用事業

- 病院情報・広告モニター【横型】 …①広○
- 病院情報専用モニター【縦型】 …②病○
- 以下、当該事業外モニター等設置位置 (想定)
- 患者呼出モニター【横型】 …呼○
- 診療科、医師一覧サイネージ【縦型】 …診○
- 太陽光発電モニター【横型】 …太○

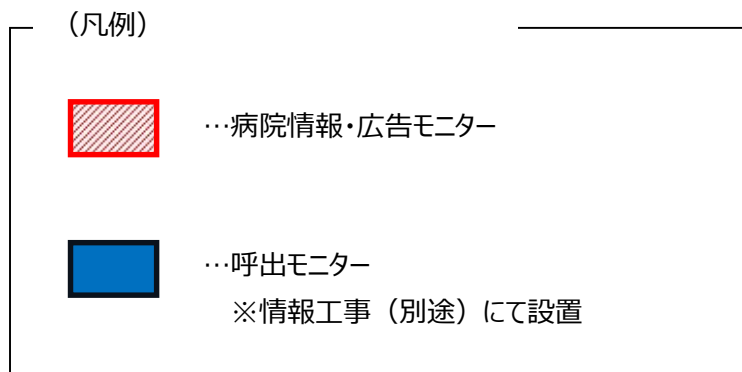
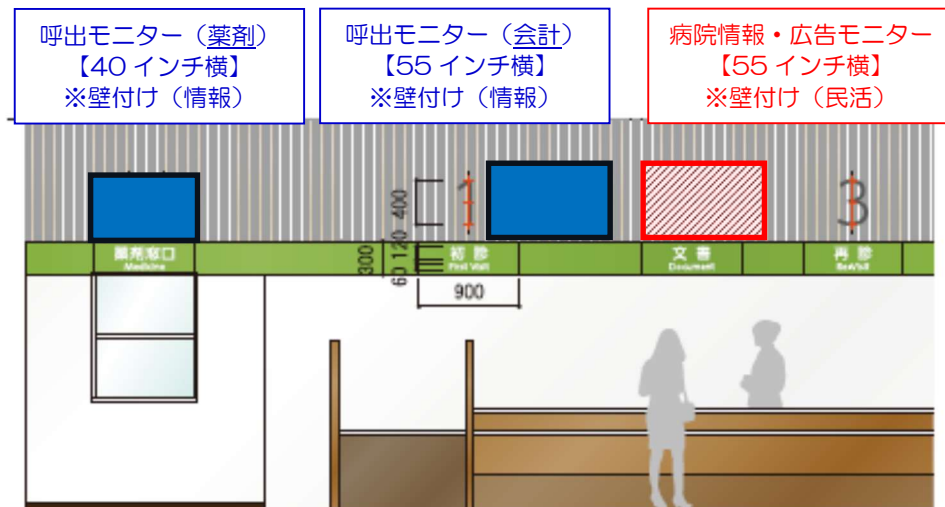
※○の数字はモニター等のインチ数 (想定)



9	1000	3200	200	E	21
10	200	1000	150	E	1
11	1000	4350	150	E	1
12	1000	4750	150	E	1
13	600	3400	150	E	1
14	1000	2200	150	G	2
15	700	1600	200	G	3
16	600	2600	150	E	2
17	1000	7000	150	E	1
18	600	1800	200	E	1
19	4885	1550	200	G	1
20	1500	5000	200	E	1
21	2100	1000	200	G	1

※設計段階のものであり、今後、変更となる場合があります。

②総合受付（壁面イメージ図）※参考



総合受付 (イメージ)

